

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	富士市国民健康保険税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務
②事務の概要	地方税法・国民健康保険法及び市税条例に基づき以下の事務を行っている。 ・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。 ・非自発的失業者に係る軽減申請書により、保険税の減額を行う。 ・所得申告書・申請書等から、低所得者に対する保険税の減額・免除判定を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続きによる資格の加入喪失入力事務。 ・国民健康保険税賦課に係る事務。 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得照会。
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、国民健康保険特定個人ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表 24,44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 保健部国保年金課 電話番号0545-55-2752
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 保健部国保年金課 電話番号0545-55-2752
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。またアクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスが無いことを確認している。これ等の対策を講じていることから、権限の無い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富士市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	国保年金課長 金森 映夫	国保年金課長 小川 洋二郎	事後	人事異動に伴う変更
平成31年1月15日	Ⅳリスク対策		追加	事後	
平成31年1月15日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実績期間における担	国保年金課長 小川 洋二郎	国保年金課長	事後	様式変更に伴う変更
令和2年12月25日	Ⅲしきい値判断項目 1. および2. の時点	2015/10/1	2020/12/1		
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報提供	番号法第19条第7号 別表第二 項番 27,28,29,42,44,45,46	番号法第19条第8号 別表第二 項番 27,28,29,42,44,45,46	事後	番号利用法の改正による変更
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業、1 1. もっとも優先度が高いと考 えられる項目		追加	事後	様式変更に伴う変更
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務	地方税法・国民健康保険法及び市税条例に基 づき以下の事務を行っている。 ・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険 税を賦課する。 ・非自発的失業者に係る軽減申請書により、保 険税の減額を行う。 ・所得申告書・申請書等から、低所得者に対す る保険税の減額・免除判定を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、 脱退手続きによる資格の加入喪失入力事務。 ・国民健康保険税賦課に係る事務。 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所 地への所得照会。	地方税法・国民健康保険法及び市税条例に基 づき以下の事務を行っている。 ・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険 税を賦課する。 ・非自発的失業者に係る軽減申請書により、保 険税の減額を行う。 ・産前産後期間に係る軽減申請書により、保険 税の減額を行う。 ・所得申告書・申請書等から、低所得者に対す る保険税の減額・免除判定を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、 脱退手続きによる資格の加入喪失入力事務。 ・国民健康保険税賦課に係る事務。 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所 地への所得照会。	事後	
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 24,44の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 48の項	事後	
令和8年6月5日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカー ドとパスワードによる認証によって限定されてお り、アクセス可能な職員を年度ごとに作成するこ とでアクセス権限の定説な管理を行っている。 またアクセスログを記録し、定期的に分析する ことで不正なアクセスが無いことを確認してい る。これ等の対策を講じていることから、権限の 無い者によって不正に使用されるリスクへの対 策は「十分である」と考えられる。	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証 とパスワードによる認証によって限定されてお り、アクセス可能な職員を年度ごとに作成するこ とでアクセス権限の適切な管理を行っている。 またアクセスログを記録し、定期的に分析する ことで不正なアクセスが無いことを確認してい る。これ等の対策を講じていることから、権限の 無い者によって不正に使用されるリスクへの対 策は「十分である」と考えられる。	事後	